平成２９年（フ）第１０３３号
東京都八王子市大和田町４丁目12番９号
債務者　楳澤　久江
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８８号
愛知県豊橋市神野新田町字チノ割15―６　セザンヌ神野新田206、住民票上の住所愛知県蒲郡市竹谷町西ノ浜65番地　石黒マンション205号
債務者　鏡味　寿夫
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１８５号
沖縄県うるま市字江洲38番地１
債務者　山田早里恵
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１２２６号
東京都国分寺市西恋ヶ窪４丁目３番地22恋ヶ窪ビレッヂⅠ102
債務者　本多　治男
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２８１号
東京都八王子市長房町1449番地４ヒルサイドテラス102号
債務者　最上　藍子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４５７号
横浜市中区初音町２丁目29番地１　日興パレス伊勢佐木町北パートⅡ　202号室
債務者　石井　勇一
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５７７号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸２丁目９番２―205号
債務者　長野　公昭
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５７９号
神奈川県大和市西鶴間２丁目18番17号　ドエル西鶴間102
債務者　秋山　潤一（旧姓船津）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５８６号
横浜市磯子区汐見台３丁目３番地３　3302棟232号
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６０９号
横浜市神奈川区大口通28番地　坂口ハイツ204号
債務者　金木　敏郎
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６９号
東京都羽村市栄町１丁目13番地２下田借家５号棟
債務者　西勝　澄子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２０６号
愛知県豊橋市花田町字百北200番地（３―102）、従前の住所福岡市博多区美野島１―14―６―205
債務者　中尾明日香
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第６６４号
広島県呉市押込５丁目２番21号　ルーラルⅡ103号室（申立時の住所）広島県東広島市高屋町重兼507番地３
破産者　濵松　祐也
1　主文　当裁判所が平成29年10月10日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき、「広島県東広島市高屋町重兼507番地３」とあるのを「広島県呉市押込５丁目２番21号　ルーラルⅡ103号室」と更正する。
2　決定年月日　平成29年11月17日
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２９年（フ）第２３号
宮城県気仙沼市本吉町登米沢162番地１
破産者　株式会社港産業
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第１５３号
千葉県君津市清和市場618番地
破産者　石橋　昭弘
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部